

## 豊川市議会だより広告原稿作成要領

### 1 広告原稿の作成

#### (1) 配色

カラー

#### (2) ファイル形式

PDF 形式

※ Adobe Illustrator などで作成する場合には、CMYK モードとすること。

#### (3) 著作権

広告原稿データに、イラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。

### 2 データの提出

出力原稿とデータを併せて提出すること。

### 3 データの修正

広告原稿データの修正は、市議会を行わない。データの提出後に修正がある場合は、広告原稿提出期限までに申込者が修正し、再提出すること。